

福岡県公報

平成23年11月7日
第 3 3 2 5 号

目 次

告 示 (第1800号 - 第1816号)

○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) …………… 1
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) …………… 1
○都市計画の変更の案の縦覧	(都市計画課) …………… 2
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) …………… 2
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) …………… 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) …………… 3
○保安林指定施業要件変更森林の所在場所等	(森林保全課) …………… 3
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等	(中小企業振興課) …………… 4
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 5
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 5
○土地改良事業計画の変更の認可	(農村整備課) …………… 5
○道路の区域の変更	(道路維持課) …………… 6
○道路の供用の開始	(道路維持課) …………… 6
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(社会活動推進課) …………… 6
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) …………… 6

公 告

○福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務の委託に係る提

案の募集

(税務課) …………… 7

告 示

福岡県告示第1800号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年11月7日から11月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年11月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容

飯塚都市計画道路

3・4・4号西町天道線の変更

3・4・7号菰田川津線の変更

3・5・16号柏木町立岩線の変更

3・5・18号菰田鶴三緒線の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

飯塚市片島一丁目、大字宮町、大字川津、大字幸袋、大字川島、菰田二丁目、菰田三丁目の各一部

3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所

福岡県建築都市部都市計画課

飯塚市都市建設部都市計画課

福岡県告示第1801号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成

23年11月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
久留米都市計画道路
3・4・18号合川町津福今町線（旧名称3・4・18号合川町津福本町線）の変更
3・4・20号野中町津福本町線の廃止
3・4・26号西田線の廃止
3・4・32号試験場前駅南線の変更
- 2 都市計画を変更する土地の区域
久留米市津福本町字足形、字武社田、字戸島、字松崎、字向野、字東向野、字堀巡り、字松院寺、野中町字北屋敷、字前、字島添、字大畝町、字宮園、字舟塚、字沼尻、字東田、字三十六、諏訪野町字下牟田、字中牟田、字上蕎麦田、字牟田島、字堂女木、字新替、字南屋敷、字中田、西町字鞍打ノ三、字中田、字北鞍打ノ二、字北畑、津福本町字西野内、字今畑、字東今畑、字道田、字小島、字弓場、梅満町字平島、字七田、字中畑、字北畑、字桑田、字松手、字三ノ江、字与赤、字前部、字内郷左、字篠町、字恋町、字高海、字下津留、字開畑の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
久留米市都市建設部都市デザイン課

福岡県告示第1802号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定に基づき、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該変更に係る都市計画の案を、平成23年11月7日から同月21日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、当該変更に係る都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに福岡県建築都市部都市計画課に意見書を提出することができる。

市部都市計画課に意見書を提出することができる。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称並びにその変更の内容
篠栗都市計画道路
3・4・2号乙犬上町線の変更
3・4・3号庄池の端線の廃止
- 2 都市計画を変更する土地の区域
篠栗町大字尾仲字丸林、大字田中字生水、字ホヲシ、大字高田字流田、大字津波黒字流田、字辺木、字高辻、字極楽の各一部
- 3 変更に係る都市計画の案の縦覧場所
福岡県建築都市部都市計画課
篠栗町まちづくり課企画係

福岡県告示第1803号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
飯塚市楽市字八反畠356番1、356番3から356番18まで及び357番3
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
飯塚市上三緒367番地7
WILLハウジング 株式会社
代表取締役 松岡 美和子

福岡県告示第1804号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において

準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和43年6月25日農林省告示第840号（1に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1805号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年9月28日農林水産省告示第1722号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1806号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月3日農林水産省告示第1963号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び宇美町役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第1807号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をするので、同法第33条の3の規定に基づいて同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和57年12月2日農林水産省告示第1942号（2に係るものに限る。）
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び築上町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1808号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 ダイレックス篠栗店
- (2) 所在地 福岡県糟屋郡篠栗町大字尾仲614番3ほか

2 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要 意見なし

福岡県告示第1809号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定による届出について、法第8条第2項の規定に基づき述べられた意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡中小企業振興事務所において縦覧に供する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 (仮称) イオンモール福津
- (2) 所在地 福岡県福津市福間駅東土地区画整理事業地内100街区1ほか

2 意見の概要

(1) 駐車需要の充足等交通に関する事項

千鳥パークタウン団地内主要道路などの交通量予測値は極めて小さく算出されており、設置者は開店後の交通量予測を実情に合わせて再計算すべきである。

設置者は最悪の事態が発生しないように予め店舗設置計画を立てるべきである。大店立地法所管部署はこの認識に基づいてこれを審査し、届出書の取下げ措置を含めた適正な是正措置を採るべきである。

なお、我々は店舗設置に絶対反対の姿勢ではなく、周辺住民の利便を高める商業施設に対しては共存共栄を基本理念としている。例えば予め次のような諸措置を含めて、専門家の適切な提言によって近隣住環境悪化を招かないことが保障されれば、店舗設置は大いに歓迎するところである。

(ア) 店舗北側に店舗利用客車両のための大動脈道路を建設して、市道などの生活道路への車両流入を未然に防止する。

(イ) 住民が生活のために使用する自家用車が最寄りの市道に容易に流入できて、幹線道路に長い待ち時間なく進入できるように必要な箇所に信号を設置し、かつ、その信号は利用客車両の通行優先ではなく、住民生活車両優先とする信号切換えとする。

(ウ) 渋滞を嫌った利用客車両が団地内通路（6m幅員）を通り抜けすることを未然に防止するため、通過車両の進入を禁止する措置（道交法がからむ）を講じる。

(エ) これらの措置が採られない時は、店舗営業面積（売場面積など）を縮小する（例えば、1/4規模に縮小して店舗利用車両が1/4ほどに減少すれば、現在のイオン計画は実現可能かもしれない。（勿論、専門家の詳細な予測が必要。））

(オ) 学童通学路に関しては、特別な配慮（例えば、信号設置箇所を増やす、最高速度を引き下げる、車道上にマウント（バンプ）を設置する、ガードレール設置など）が求められるが、届出書はこれらの配慮を欠いている。関係当局がこれらを措置するか定かではない状況では、住民は届出書に賛成することは出来ない。

(カ) イオン店舗に隣接する里山、里川の自然環境を保全し、そこに集う子供を含む市民を交通事故から守るための施設整備が必要である。

(2) 歩行者の通行の利便の確保等

特になし

(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮

特になし

(4) 防災・防犯対策への協力

特になし

(5) 騒音の発生に係る事項

特になし

(6) 廃棄物に係る事項等

特になし

(7) 街並みづくり等への配慮等

特になし

(8) その他

設置者は去る7月23日に福津市民を対象とする説明会を開催したが、この時の説明時間は会場からの質問を含めて1時間に過ぎず、市民に重大な問題である本件を市民が理解するには極めて不十分であった。今後の説明会のあり方を再検討すべきである。

福岡県告示第1810号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)

直 方	県 道	飯 塚 線 福 間	前	宮若市沼口840番1先から 宮若市沼口755番5先まで	7.0 ～ 20.0	340.0
			後	宮若市沼口840番1先から 宮若市沼口755番5先まで	7.0 ～ 22.0	

福岡県告示第1811号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
京 築	犀 川 線 豊 前	豊前市大字河原田236番先から 豊前市大字永久581番1先まで

福岡県告示第1812号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、次のように土地改良区の土地改良事業計画の変更を認可したので、同法第48条第11項の規定により公告する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

土 地 改 良 区 名	事 業 名	認 可 年 月 日
上秋月土地改良区	維持管理事業	平成23年10月7日

福岡県告示第1813号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
久留米	県 道	江 島 線 筑 後	前	久留米市城島町江島340番1先から 久留米市城島町江島326番7先まで	5.0 ～ 22.0	137.0
			後	久留米市城島町江島340番1先から 久留米市城島町江島326番7先まで	5.0 ～ 22.0	

福岡県告示第1814号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を平成23年11月7日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間
久留米	江 島 線 筑 後	久留米市城島町江島340番1先から 久留米市城島町江島326番7先まで

福岡県告示第1815号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

1 申請のあった年月日

平成23年9月20日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人日中企業振興協会

(2) 代表者の氏名

前田 学光

(3) 主たる事務所の所在地

福岡県福岡市博多区比恵町1-18 東カン福岡第2ビル102-2

(4) 定款に記載された目的

この法人は、日本と中国との相互の友好交流の重要性に鑑み、民間レベルによる二国間の戦略的互惠関係を構築することにより二国間の平和、経済振興、文化交流、環境保全に寄与し、それを促進することを目的とする。

福岡県告示第1816号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市大字大佐野字古野添250番1、261番1、1042番2及び1045番3、宇岩野485番1、485番3から485番5まで、485番9から485番13まで、488番、491番、506番1、506番5、506番6、510番1、510番8、516番、520番、521番1から521番5まで、532番1、532番2、545番1から545番5まで、548番1から548番3まで、553番1

から553番7まで、554番1から554番8まで、557番1から557番7まで、561番1から561番4まで、572番1、573番、1057番4から1057番9まで、1058番2から1058番4まで、1084番1、1085番1から1085番3まで、1088番1、1089番、1093番1、1093番3から1093番5まで、1225番3、1248番、1249番1から1249番5まで、1250番2から1250番4まで、1252番1、1252番2、1253番3、1254番1から1254番3まで、1255番、1258番、1259番1から1259番5まで、1260番1から1260番5まで、1276番1から1276番5まで及び1277番1から1277番3まで、宇千首595番3、603番1及び603番3、並びに宇野口807番15、807番16、807番35、807番46、807番50、807番93、807番94、807番99、807番112から807番127まで及び1060番3

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市博多区東公園7-7
福岡県知事 小川 洋

公 告

公告

次のとおり福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に係る提案を募集します。

平成23年11月7日

福岡県知事 小川 洋

1 提案の内容

福岡県自動車税納税通知書テストプリント業務に係る提案（詳細は、「福岡県自動車税納税通知書作成テストプリント業務委託に伴う企画提案競技実施要領（以下「企画提案競技実施要領」という。）」によるほか、説明会を開催する。）

2 提案資格

次に掲げる要件の全てを満たしていることを条件とする。

- (1) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

- (2) 過去2年間の間に本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって契約し、適切に履行を行っていること。

なお、実績を証明する書類を提出すること。

- (3) 県内に事業所を有する者であること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の名称

福岡県総務部税務課直税第二係

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3067

- (2) 企画提案競技実施要領の交付

ア 期間

この公告の日から平成23年12月2日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

- (3) 説明会

ア 日時

平成23年11月22日（火）午前10時から午前11時30分まで

イ 場所

〒812-0046

福岡市博多区吉塚本町13-50

吉塚合同庁舎 吉塚603B

ウ その他

出席者は1者につき3名までとする。事前予約は不要

- (4) 提案書の提出

ア 期限

平成23年12月2日（金）午後5時まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

直接持参すること（ただし、県の休日は受領しない。）。